

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者及び住所

指名停止措置業者	住 所
株式会社 かがし屋	(本社) 福岡県うきは市吉井町清瀬 477 番地の 4
	(久留米支店) 久留米市荒木町白口 1804-3

2. 指名停止の期間

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 2 年 9 月 3 0 日 まで (6 箇月間)

3. 指名停止理由

当該業者は、令和 2 年 3 月 17 日に行った「広川町立小中学校 複合機賃貸借契約」の指名競争入札において、落札したにもかかわらず、契約しなかった。

この事実は、広川町指名停止等措置要綱 第 3 条 別表その 4 第 5 号 に該当する。

※広川町指名停止等措置要綱 第 3 条 (指名停止)

別表その 4 第 5 号

業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、町発注の請負業務等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第 1 号に掲げる場合のほか、町発注の請負業務等の契約を履行しなかったとき。

期間：当該認定をした日から 6 箇月以上 1 2 箇月以内

問い合わせ先

広川町役場会計室会計係

福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

電話 0943-32-1951